

## スマホとどうつきあいますか？

スマホは、いつでもどこでもインターネットに接続でき、指先で操作できる便利さから、インターネット上のサービスを簡単に利用できます。その便利さから、子どもたちを危険にさらしたり、問題を発生させたりします。これから5回にわたり、様々な事例や実際におきたトラブルを紹介します。これらを参考に親子で話し合い、子どもが誰一人として被害に遭わないようにご家庭で心がけてください。

### こんなトラブル 事例1

#### 「ちょっと待って、その書き込みはだいじょうぶ？」

悪口やいじめのウソの書き込みをすると、どうになってしまうのか。

##### \* ネットいじめは、人としてカッコ悪いこと

たくさんの人が見ることができるネットに、悪意のある書き込みや投稿をすると、短期間で極めて深刻になる場合もあるし、相手に大きな苦痛を与え、その人生も変えてしまうような事態になることもある。

##### \* 他の書き込みを組み合わせれば、個人がわかってしまうことも

自分のやったことだと分からないだろうと思っても、複数のサイトのプロフィール情報、ページのリンク先や検索結果等から個人がある程度わかることがある。また、誰のしわざか気づいている人がネットに書き込み、分かってしまうこともある。警察が調べなくても、やっている個人がわかることがあり、次はやられる側になることもある。

もちろん、警察が調べればもっと個人が特定できる。ネットは通信記録が残っているので、メールを集中して送ったり、掲示板で悪口を書いたり、悪質な画像を掲載したりする人を追跡できる。大変なことになる前に気がついてください。誰がやったのか、ばれないなんてありえない！



##### \* ネットの発言も罪になる

姿が見えないからといって「言いつばなし」は通用しない。たとえ面白半分のつもりでも、多くの人が見て騒ぎになるような書き込みや投稿は犯罪になる。未成年者でも逮捕されている。特定の個人への悪口や中傷は「名誉毀損罪」「侮辱罪」の対象。

##### ■中学生がいじめ暴行の動画投稿 2012年7月

中学2年の男子生徒4人が、同級生の男子生徒2人に対し、お互いに殴り合ったり蹴り合ったりさせ、うち1人がその映像を2人の実名を入れたタイトルで動画投稿サイトに投稿した。学校はいじめと判断して4人を指導し、動画を削除させた。

##### ■中学生がネットの掲示板で犯行予告 2011年2月

ネットの掲示板に「新宿駅バス乗り場近くで通り魔を起こす」などと書き込んだ男子中学生を威力業務妨害で逮捕。近所のスーパーのネット回線を利用し、携帯型ゲーム機を使って書き込みをしていた。「1人でやった。どのくらい騒がれるのか見てみたかった」と言った。警察は、解析で書き込みをしていた位置を特定し警戒を続け、捜査員が男子生徒を発見した。

**スマホは親の管理の下で！！**

児童生徒のみなさんへ、この内容は5回続きます。家の方にきちんと渡してください。

## スマホとどうつきあいますか？

スマホによるトラブルの事例を紹介しています。皆様のお子様が、加害者にも被害者にもならないことを願っています。親子で話し合い、お子様が加害者にも被害者にもならないようにご家庭で心がけてください。

### こんなトラブル 事例2

#### 「ちょっと待って、ケータイとスマホ何が違うの？」

スマホは小さなパソコン。性能も危険性もケータイの比ではない。

##### おもに3つの違い

1. ケータイは、電話の機能にメールやウェブ等の機能を加えたもの。スマホは本質的にはパソコンで、電話は機能の一部にすぎない。そして、後から自分が必要とする機能「アプリ」を追加することができる。スマホのサービスは、アプリ提供者や運営者、広告配信事業者等、多種多様な企業や団体関わっているため、利用条件や安全基準もバラバラ。気をつけることはケータイの比ではない。
2. スマホは、携帯電話会社の電波（3G、LTE等）に加え、無線LANの電波（Wi-Fiも同じ）が利用できる。
3. スマホには、GPS（位置情報）機能があり、カメラの位置情報を「ON」のまま写真撮影すると、写真の画像ファイルには、撮影した場所の位置情報が記録される。（設定等に変更できる）



##### ■ こんなことがおきる

ネットで知り合った人とメールアドレスを交換して写真を送ってしまった。すると、「自宅の特定ができたから住所や電話番号をネットにさらす」と言われた。すごく怖い。向こうは自分の個人情報わかっているようだ。メールアドレスで住所の特定などできるのだろうか？ネットに公開されると思うと心配だ。

##### ■ 解説

住所などの個人情報は電話会社が法律に従って管理しているため、一般の人がメールアドレスから住所を調べることはできない。ところが、スマホの位置情報をオンにした状態で撮影した写真には、位置情報が記憶される場合があり、撮影場所を特定することはある程度可能。その写真をネット上に公開すれば、自分の行動や自宅のおおよその場所等が見ず知らずの人たちに知られてしまうかも。スマホで写真を撮る前に、位置情報の設定を確認しよう。また、ネットの向こう側にいる見えない相手は、身近な友達とは違うことを意識して、メールアドレスや写真の交換を安易に行うことは絶対にやめよう。

##### ■ 参考情報 「保護者のための青少年のスマホ利用のリスクと対策」

（出展：安心ネットづくり促進協議会 <http://sp.good-net.jp/>）

**スマホは親の管理の下で！！**

## スマホとどうつきあいますか？

スマホによるトラブルの事例3を紹介します。実際に起きた事例です。親子で話し合い、トラブルに巻き込まれないようにご家庭で心がけてください。

### こんなトラブル 事例3

「ちょっと待って、  
**コミュニティで知り合った人は本当に友だちなの？**」  
プロフ、ゲーム、メル友、ブログ、チャットアプリ・・・にひそむワナ

#### ■ 自今は絶対にだいじょうぶと思わないで

「同じ趣味をもった人が集うサイトなら、気の合う友だちが見つかるはずだし、あやしい出会い系サイトでないから安心」と思ってしまうのが落とし穴。実は年齢や性別をいつわっていたり、想像と全く違う人だったりすることもある。友だちのつもりで、名前や学校名を教えたら、暴行、誘拐、恐喝などの恐ろしい事件に巻きこまれてしまうかもしれない。

#### ■ 解説

優しくするのは、相手の狙いだったりすることもあるので、「自分の情報を教える＝危険」そして「会う＝もっと危険」だ。別の人の写真を使うこともできるのだから、本当の顔が見えないケータイやスマホで約束して簡単に会わないで。また、「お金をあげるから」と写真や私物を送らせる手口もある。特に顔写真は危険。相手がネットに流してしまうこともあり、一度でもネットに出てしまった写真は、あちこちにのせられたり加工されたりして、取りもどすことはまずできない。

警察庁の調査では、2012年にコミュニティサイトで犯罪被害にあった18歳未満の子どもは1,076人。コミュニティサイトの例は、SNS、プロフ、ゲームサイト。犯罪者はあやしげなサイトではなく、子どもが使いそうなサイトに良い人をよそおって忍び込んでいるので、十分注意しよう。被害者は11歳未満から17歳まで広く狙われている。



■ 「モデル募集」に応募したつもりが暴行された女子2012年9月  
女子中学生にわいせつな行為をした31歳の塾講師を児童売春・児童ポルノ禁止法違反の疑いで逮捕。塾講師は、撮影モデルを募るネット上の掲示板で女子生徒と知り合い、3万円を支払ってセーラー服姿を撮影した上、わいせつ行為をした。

#### ■ 航空券が送られて、自宅まで誘い出される 2012年10月

20歳のコンビニ店従業員を未成年者誘拐で逮捕。SNSを通じて結婚を約束した女子中学生に「愛知に出てくれば？自分のところに一緒に住めばいい！」と言い、航空券を手配して女子中学生を愛知の空港に誘い出し、自宅に連れ込んだ。

#### ■ その他にも事件がある

最近ではメールよりも手軽に使える無料通話・メッセージアプリを使う人が増えている。こうしたアプリで知らない人と連絡をとることで犯罪の被害に遭う青少年が増えている。

**スマホは親の管理の下で！！**

## スマホとどうつきあいますか？

スマホによるトラブルの事例を紹介しています。親子で話し合い、トラブルに巻き込まれないようにご家庭で心がけてください。

### こんなトラブル 事例4

#### 「ちょっと待って、それ本当にしてもいいの？」

みんながやっているから、やっていいことなの？

##### 簡単に信じないで・・・怖くて転送してまうメール

「1週間以内に20人に転送すること」など、不特定多数の人に転送させよとするのがチェーンメール。転送を止めさせないために、「転送しないと怖い人が家に行きます」「転送しないと料金を請求します」といったこわがらせる内容が書かれていることもある。

##### ■解説

自分がもらって困るようなメールは、友だちも同じように困る。メールを止めてもだれにもわからないし、おどしにきたり、パケット代金を請求されたりしない。チェーンメールは止めよう！自分で止めるのがこわかったら、チェーンメールの転送を受け付ける窓口を利用しよう。

撃退！チェーンメール携帯サイト <http://www.dekyo.or.jp/soudan/chain/mobile/>



##### ■違法ダウンロード

自分で楽しむためであっても違法な配信と知っていて音楽・映像をダウンロードするのは法律違反。これを「違法ダウンロード」といい、一定の場合は、刑罰の対象になる。さらに、音楽・映像を勝手に配信するのは、もっと重い刑罰の対象だから気をつけて！

##### ■解説

個人的な利用目的でも、違法配信されている音楽・映像と知りながらダウンロードすることは違法（著作権侵害）であり、2012年10月からは、特に、そのダウンロードした音楽・映像が①販売または有料配信されていることと、②違法配信されていることを知りながらダウンロードした場合には、2年以下の懲役または200万円以下の罰金、あるいは両方の刑罰が科されることになった。また、音楽・映像の作者やそれらを販売する会社などに無断で作品をアップロードすることも、厳しい刑罰の対象となっているので注意が必要だ。

音楽や映像を買うときに払うお金は、作品を創作する人たちが次の作品を作るために必要。違法配信など、音楽や映像が不正利用されると、新しい作品やアーティストも生まれなくなり、音楽や映像を楽しむみんなにも、大きなマイナスになる。

**スマホは親の管理の下で！！**

## スマホとどうつきあいますか？

スマホによるトラブルの事例5、最終版です。今後も、新たな手口によるトラブルが起きえます。お子様がトラブルに遭わないようにご家庭で心がけてください。

### こんなトラブル 事例5

#### 「ちょっと待って、そのアプリやサイトは危ないかも？」

無料アプリには、落とし穴があるものも。いつの間にか請求されるサイトもある。

##### ■ 事例

学校で流行っているアプリを自分もダウンロードした。そうしたら知らないメールアドレスから変なメールが届いた。自分のスマホの電話帳に入っている友だちのケータイやスマホに何回も変なメールが届いているらしい。自分のスマホから友だちの個人情報が盗まれたかもしれないと思うとこわい。急いでアプリを削除してみたが問題は解決しなかった。

##### ■ 解説

アプリをダウンロードする際、スマホの電話帳の中身が外部に送信されてしまう不正なアプリが出回っている。また、電話がかかってきて料金を請求され、「未成年ですか？」と聞かれ「未成年の証拠に生徒手帳を送るように」と言われる手口もある。知らない番号や非通知の電話には慎重に対応するか番号拒否設定をするとうい。また、知らないメールアドレスからのメールも同様に拒否設定しよう。このようなトラブルにならないために、アプリは公式サイトからダウンロードするように注意し、利用する際には、利用規約をよく読んでから利用しよう。

#### いつの間にか登録されたり、いつの間にか無料になったり・・・



##### ■ どこまでが無料なのか確認して

「”無料”とうたったゲームサイトにアクセスして、高額な請求をされた」「表示がわかりにくいために、ゲームやアバターのアイテムが有料なのに気づかず、不用意にどんどん利用してしまった」というトラブルが起きる。携帯電話会社から請求がきたあとに支払いを拒絶するのは難しい。ゲームサイトを利用する前に、表示や説明をよく読んでおこう。

##### ■ 事例（クリック詐欺）

懸賞サイト、占いサイトでもトラブルが起きる。たとえば「懸賞に応募しよう」とメールアドレスなどを入力した後、個人情報使用の許諾を求められたが、よく読まずにOKをクリックした。その直後、サイトの登録画面が現れ、登録料金3万円の請求メールが届いた。1日に何十通もメールが届くので退会したいと問い合わせたがメールは全く減らない。」というトラブル。メールは無視し続けるかメールアドレスを変更する対策を。お金の請求がきても払わなくてだいじょうぶ。

##### ■ 「電子契約法」

申し込みの確認画面がない場合には、操作ミスで入力してしまった申し込みなどの無効を主張できる。

**スマホは親の管理の下で！！**  
**児童生徒のみなさんへ、トラブルに巻き込まれないようにしましょう！**